

「共働き・子育て」普及啓発事業委託業務の企画提案に係る質問への回答

このことについて、次のとおり質問書が提出されましたので、回答します。(質問受付順)

令和8年7月13日
徳島県こども未来部子育て応援課

No.	質問	回答
1	【SNS等を活用したキャンペーンの実施について】 県が指定するSNSアカウントでの配信になりますか？それとも、特に指定はありませんか？ 県が指定するSNSアカウントの場合、どこまで対応すればよいか、広告配信は可能か教えてください。	SNSアカウントの指定はありません(県公式SNSの使用は想定していません)。そのため、受託者においてキャンペーン用の特設アカウントを新規開設・運用していただくか、起用するインフルエンサー等のアカウントを活用するなど、多くの県民の参加や拡散が期待できる効果的な発信手法や企画をご提案ください。
2	【インフルエンサーの制作した成果物の提供について】 仕様書にある『著作権者人格権およびその他一切の人格権を行使できない』との規定に関し、提出後のデータ(インスタグラマーの肖像、および撮影された写真・動画等)について、すでに決まっている二次利用(他の広報媒体への流用や改変等)の予定はあるかご教示ください。 インフルエンサーの肖像権および所属事務所との契約調達に関わるため、提出データの利用目的および想定される利用範囲(期間・媒体)について教えてください。	現時点で具体的に決定している二次利用の予定はありませんが、仕様書「5(2)キ」及び「7(1)」等に記載のとおり、インフルエンサーの制作した成果物は、本事業終了後も県が実施する広報活動等において、期間の制限なく無償で使用できることを原則としています。 具体的な利用目的及び範囲としては、本県における「共働き・子育て」の推進及びこども・子育て支援に関する広報・啓発のため、徳島県が管理する広報媒体(県公式ホームページやはぐくみ支援ポータルサイト「とくしまはぐくみネット」等)へのリンク、URL掲載等を想定しています。 また、事業終了後の成果物について、県による再投稿は予定しておりませんが、本事業の取組概要の紹介として、上記の広報媒体等において投稿内容の概要やアイキャッチ画像を用いた利用を想定しています。